

田辺市建設工事等入札参加資格停止措置一覧表

R7.4.14 現在

措置日	開始日	終了日	期間	名称(商号)	所在地	要 件	備考
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	パナソニックE Wエンジニアリング株式会社	大阪市中央区城見二丁目1番61号	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	株式会社KAN SOテクノス	大阪市中央区安土町一丁目3番5号	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪市北区中之島六丁目2番27号	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ